

# Weekly M&A Review

2009/12/4 #34

---

株式会社ESリサーチ  
(エスネットワークスグループ)



# 目次

---

M&A、ファイナンスに関する最新情報をお送りします。

## 今週のディールレビュー

- ぴあとセブン&アイ・ホールディングスの業務・資本提携 . . . . . 3
- 立花エレテックによる大電社へのTOB . . . . . 4
- 【法制度アップデート】「返済猶予法」に対応した金融検査マニュアル案の公表 . . . . . 5
- ディスクレイマー . . . . . 6

📧ESリサーチ発行（無料！）メールマガジン登録はこちら📧  
<https://esnet.sslserve.jp/es/mailmagazine/>

## ぴあとセブン&アイ・ホールディングスの業務・資本提携

チケット販売最大手・出版で経営再建中のぴあ（4337 東1）は、流通最大手のセブン&アイ・ホールディングス（3382 東1）との業務・資本提携を発表（12月1日）。

本資本提携を通じ、ぴあはセブン&アイ・ホールディングスの持分法適用関連会社となる予定。

### ✚ 資本提携（第三者割当増資）概要

割当先及び割当株数	株式会社セブン&アイ・ホールディングス：1,409,400株 株式会社セブン&アイ・ネットメディア：704,700株 株式会社セブン-イレブン・ジャパン：684,700株
発行日	2009年12月18日
発行価格	1,046円 ・発表前日終値比▲12.8% ・直近1カ月単純平均比▲8.0% ・直近3カ月単純平均比▲11.6% ・直近6カ月単純平均比▲12.3%
調達総額（資金使途）	2,927百万円 （業務提携に伴う運転資金等：2,912百万円、諸経費：15百万円）
事業提携の主な内容	1. チケット販売に関する提携 指定席チケットやイベント企画チケットなど、顧客・地域のライフスタイルにあわせて取扱いチケットの拡大に注力。また、セブン&アイ・ホールディングス傘下でのチケット販売拠点の拡充。 2. 関連ビジネスに関する提携 映画などの新作キャンペーンや各種イベントに連動してチケット販売と同時に関連商品の企画・販売を強化。また、雑誌「ぴあ」等を通じた新たなメディアプロモーションの推進。 3. 会員ビジネスに関する提携 両社の持つ会員組織基盤を活用したマーケティングについて検討するほか、金融面では電子マネー「nanaco」を通じてのチケット決済の多様化・ポイント連携。

出所：12月1日付 ぴあ「第三者割当による新株式発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」

### ショート・コメント

- ✓業績低迷中のぴあは、大手流通チェーンであるセブン&アイHDの支援を受け、経営再建を図る。
- ✓増資完了後は、セブン&アイHDがぴあの第2順位株主となる見込み。
- ✓ぴあの株価は、12月4日終値で1,192円（発表前日比▲8円）。セブン&アイHDの株価は、12月4日終値で2,040円（発表前日比+107円）。

# 立花エレクトックによる大電社へのTOB

電機・電子の技術商社である立花エレクトック（8159 東1）は、F A機器・電子部品の独立系専門商社で関連会社である大電社（9907 JQ）に対するTOBを発表（12月2日）。

## TOB概要

公開買付者	株式会社立花エレクトック
対象	株式会社大電社 普通株式
期間	2009年12月3日（木曜日）から2010年1月21日（木曜日）まで（30営業日）
価格およびプレミアム	普通株式：400円/株 •発表前日終値比：+40.35% •直近1ヵ月単純平均比：+37.93% •直近3ヵ月単純平均比：+33.33% •直近6ヵ月単純平均比：+29.45%
数量	買付予定数：3,576,000株（発行済株式総数の66.22%） 上限：一株 下限：1,976,000株（発行済株式総数の36.59%）

出所：12月2日付 立花エレクトック「株式会社大電社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

### ショート・コメント

✓大電社は、直近5年度で連続して営業損失を計上するなど業績不振に陥っていた。本TOBは立花エレクトックによる救済色が強い。

✓立花エレクトックの株価は、12月4日終値で582円（発表前日比±0円）。大電社の株価は、12月4日で397円（発表前日比+112円）。TOB価格に鞘寄せ。

## 【法制度アップデート】 「返済猶予法」に対応した金融検査マニュアル案の公表

- 金融庁は、「返済猶予法」（中小企業者等金融円滑化臨時措置法）に関連して、金融検査マニュアルの改訂案などを公表した。  
<http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20091130-1.html>
- 今回の改訂案においては、「貸出条件緩和債権の卒業基準」として、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針Ⅱ-3において、金融機関が債務者に対して貸付けの条件の変更等を行う場合であって、**当該債務者が経営再建計画を策定**しているときは、当該計画が中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3（2）③ハ。（注1）及び（注2）の**要件（※）**を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付けの条件の変更等に係る貸出金は**貸出条件緩和債権には該当しない**とされていることに留意する。

※（注1）「実現可能性の高い」こと（以下の要件を全て満たす計画であること）

一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること

二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと

三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

（注2）「抜本的な」計画であること

概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること。

### ショート・コメント

■返済猶予法に基づき条件緩和を行った債務者について、「貸出条件緩和債権に該当しない」と明確化されたことにより、貸し手側である金融機関（特に中小企業向け貸出が多い地域金融機関）にとりストレスが低減されたものと考えられます。

■一方、条件緩和債権に該当しない要件として、「実現可能性の高い」「抜本的な」経営再建計画を債務者が策定することが求められています（いわゆる”実抜計画”）。  
実抜計画はその策定上で専門的な知識を要することが多く、「返済猶予法」を用いた企業再生を推進するには、（例えば当局による専門家の斡旋などの）制度上の工夫が求められるものと考えられます。

## ディスクレイマーおよびお問い合わせ先

---

- このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。
- 会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
- 本レポートの利用すること、またはその情報に依存する上で、直接、間接、状況による場合、特殊または結果的に発生する損失、ダメージ、コスト、クレーム、要請などに対し、株式会社ESリサーチは一切の責任を負いません。
- 当レポート上で紹介されている第三者のウェブサイトに関しては、株式会社ESリサーチはその情報の内容についてコントロールする立場にありません。また、一切の責任を負いません。第三者のウェブサイトの利用を推奨するものではありません。
- 記載された意見や予測等は作成時点のものであり、株式会社ESリサーチはその正確性及び完全性を一切保証いたしません。
- 本レポート記載の事項は今後予告なく変更されることがあります。
- 当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社ESリサーチに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送は禁じられております。

### 【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社ESリサーチ 公認会計士 高桑 昌也

Tel:03-6826-6222/ [m-takakuwa@esnet.co.jp](mailto:m-takakuwa@esnet.co.jp)

<http://www.esnet.co.jp/es/>